

入院基本料に関する事項

入院基本料に係る届出内容の概要（看護要員の対患者割合、看護要員の構成）を掲示します。

1、4階病棟～7階病棟（急性期一般入院料1）

当院の急性期一般病棟では、1日に入院患者7人に対して1人以上の看護職員を配置しております。

また、入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。なお、病棟、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照下さい。

2、地域包括ケア病棟（地域包括ケア病棟入院料2）

1日に入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照下さい。

3、回復期リハビリテーション病棟（回復期リハビリテーション入院料1）

1日に入院患者13人に対して1人以上の看護職員を配置しております。なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照下さい。

4、ハイケアユニット（ハイケアユニット入院料1）

入院患者4人に対して常時1人以上の看護職員を配置しております。なお、時間帯、休日などで看護職員の配置が異なります。実際の看護配置につきましては、各病棟に詳細を掲示しておりますのでご参照下さい。